



「住宅の省エネルギー基準」って、 何ですか？



「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき制定された「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」および「同設計および施工の指針」という政府の告示のことで、住宅の省エネルギーに関する基準のことです。この基準は1970年代のオイルショックを機に昭和55年に初めて制定されましたが、その後、平成4年と平成11年に改正されました。通常、住宅の省エネルギー基準というと、平成11年に改正された最も新しい基準のことを指します。この平成11年の省エネルギー基準は、よく「次世代省エネルギー基準」といわれたりして、住宅金融公庫の融資条件として活用されたり（詳しくは34ページに）、政府の住宅性能表示制度の中で評価基準として利用されたり、いろいろなところで引用されています。

*用語について

この冊子では、単に「省エネルギー基準」と称した場合は、平成11年改正の「住宅の省エネルギー基準」のことを指しています。

省エネルギー基準は、環境の時代といわれる21世紀において、快適で健康的で且つ省エネ性の高い住まいを造るための基準です。基準は、「建築主の判断の基準」による「性能規定」と、「設計・施工の指針」による「仕様規定」の二つに分かれていますが、どちらかを採用すればよいのであって、両方を守る必要はありません。

建築主の判断基準

性能規定

家の断熱性能を規定したもの

設計・施工の指針

仕様規定

使う部材の仕様に規定したもの



住宅を建てる際には、
「住宅の省エネルギー基準」
を満たすように
しなければなりません。



■省エネルギー化で、より良い住環境を得る。

住宅の省エネルギー化には、一つにはエネルギーのムダ使いを減らして、地球温暖化防止に寄与するという意味がありますが、同時に良質な住宅を建設するという意味もあります。例えば、断熱や気密が十分でない住宅では、暖冷房エネルギーがムダになるばかりでなく、暖房しない部屋では寒いために健康には好ましくない環境になっています。また、窓や壁に結露が生じて、カビ・ダニが繁殖し不衛生になったり、木材などに腐朽が生じたりします。つまり、省エネルギー基準に則った住宅を建てるということは、単に暖冷房費が安くなるということだけではなく、快適で健康的で、かつ安全で長持ちする資産価値の高い住まいを手に入れることにつながるのです。

■選択肢が広がり、多様な建て方が可能です。

省エネルギー基準は、住宅を建てる際に必要な性能を規定した「建築主の判断の基準」(性能規定)と、具体的な仕様が提示された「設計・施工の指針」(仕様規定)に大別されます。さらに「建築主の判断の基準」は、A～Cの三つのタイプに分かれています。建築主は、結局、この四つのタイプのどれか一つの基準を採択して建てればよいのです。なぜ同じ趣旨の基準が4タイプもあるかといえば、省エネルギー手法や断熱には様々な手法が存在しますので、それらをできるだけ柔軟に且つ公平に評価しなければならないからです。これによって、我が国の多様な気候風土や多種類の建築工法に即した省エネルギー住宅が可能になりました。

■平成11年改正の「住宅の省エネルギー基準」の構成

